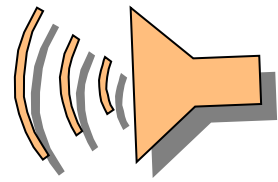


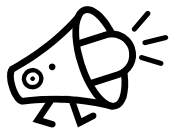
拡声機の使用について



商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合には、

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」

により、使用方法や音量が規制されています。



商店などの商業宣伝放送やBGM

■ 拡声機の使用の制限（条例第96条第1項、3項）

○ 使用禁止場所

次のような場所での拡声機の使用は禁止されています。

- ◇ 収容施設を有する病院・診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30メートルの区域
- ◇ 幅員が4メートル未満の道路
- ◇ 地上10メートル以上の箇所

○ 使用禁止場所以外のところで拡声機を使う場合にも、次のような規制があります。

◇ 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあつては、午前10時）までの間は、拡声機の使用が禁止されています。

◇ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上、休止しなければなりません。

◇ 音量の基準

拡声機から発する音の大きさが、その拡声機の直下の地点から10メートル離れた場所において、次の表に掲げる値を超えないようにしてください。

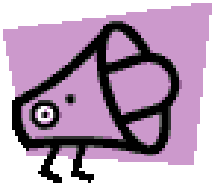
拡声機の音量基準

地域区分	基準値 (dB)
第1・2種低層住居専用地域	55
第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域など	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	70
工業地域など	75

○罰則など（条例第 99 条、第 114 条第 7 号）



「大阪府生活環境の保全等に関する条例」や同施行規則の規定に違反して拡声機が使用されることによって周辺的生活環境が損なわれているときには拡声機の利用者に対して警告または命令を発し、これに従わない場合には 3 ヶ月以下の懲役または 20 万円以下の罰金が科されます。



○商業宣伝目的以外の拡声機の使用について（条例第 96 条第 4 項）

商業宣伝以外の目的で拡声機を使用する場合にも、
周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければなりません。



音が
大き過ぎませんか？

【堺市ホームページ】 <http://www.city.sakai.lg.jp>

お問い合わせ

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市 環境保全部 環境対策課 生活環境係
【TEL】 (072) 228-7474
【FAX】 (072) 228-7317
【E-mail】 kantaisaku@city.sakai.lg.jp